

質疑・回答書

告示番号		件 名	樋門遠隔装置整備工事
No	質疑事項		回 答
1	特記仕様書 第4章 整備工事 第15条 工事範囲 1.工事内容 1)樋門操作盤撤去工 都市基盤部水路課に設置している樋門操作盤の撤去後の壁クロス張替は含まれていないとの解釈で宜しいでしょうか		その通りです。
2	特記仕様書 第4章 整備工事 第15条 工事範囲 2.仕様 2)通信回線 ・通信料金について、工事検査完了後の通信費は別途、本受注者が代行して契約することになりますでしょうかもしくは豊中市様からのお支払になりますか？ 名義変更等の手続きが必要でしょうか		契約名義は原則、豊中市でお願いします。 工事検査完了後の通信費は豊中市からの支払になります。 支払の手續上、名義変更等が要となれば必要になります。
3	機器一覧。備考中の春日橋及び南川橋のコルソスにも対応とありますが、現状アナログ一般回線が接続されていますか？ 仮に、アナログ回線で接続されている場合、庁舎内のアナログ回線を利用して遠隔で監視できる仕組みが必要でしょうか。(ダイヤルアップ接続にて)。その場合は、USB変換モデム等が必要になりますが別途契約で宜しいでしょうか		春日橋及び南川橋のコルソスは、現状市所有の専用ローダーにてアナログ一般回線を利用し接続しています。 今回の工事においては、これらに対応するためのソフトと必要な機器(USB変換モデム等)を含んでいます。